

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年9月30日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ベトナム国循環経済に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：ベトナム国循環経済に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト

調達管理番号：26a00564

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年9月30日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国循環経済に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年12月 ～ 2030年1月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年12月 ～ 2028年11月

第2期：2028年12月 ～ 2030年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期契約

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の20%を限度とする。

第2期契約

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の6%を限度とする。

（6）部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。¹具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

第1期契約

- 1) 2027年度（2027年11月頃）

第2期契約

- 2) 2029年度（2029年5月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ 第一チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年10月6日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年10月6日 12時まで
3	質問への回答	2026年10月9日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年10月23日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年11月4日まで

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。
---	-------------------------	--

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ベトナム国循環経済に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：25a00435）の受注者（（株）日本開発サービス）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし
ます。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求め
ません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、
プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表
者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めま
せん。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等
契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示され

る手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/9g6r9mRXZV>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ(PDF)での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書(または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途

メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律２点の加点（若手育成加点）を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９． フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	優先的な廃棄物種別（品目/素材：2品目程度）の提案と、当該品目に適用する循環経済モデル（以下、「CEモデル」）の要旨について。また、選定理由、想定する品目/素材の流れ、関与主体と役割分担を示すこと。	第3条2（3）
2	上記No.1で提案した優先廃棄物種別を対象として、当該廃棄物の発生から回収、再利	第3条2(7)(11)

	用・リサイクル及び最終処分までの流れを把握・分析する方法を提案すること。ベトナムでは廃棄物関連データの管理主体が複数存在し、十分なデータの収集が困難な状況を前提として、必要なデータ項目、情報収集先及び収集方法、既存統計・業界情報・事業者情報等の活用方法並びに情報不足時の補完・推計方法について記載すること。	
3	CEモデル実装に向けた民間企業や市民等の主体性構築に向けて、行政機関が取りうる政策について。 <u>なお、規制的手法、経済的手法及び情報的手法の活用を想定するとともに、啓発活動の内容及び実施方法についても記載すること。</u>	第3条2 (2)(5)(6)

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年11月
- ・ RD署名：2026年8月24日

☒ 別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）ベトナム実施機関

ベトナムでは2025年3月1日に省庁が再編され、業農村開発省（MARD）と天然資源環境省（MONRE）が統合されてMAEが発足した。廃棄物管理及び循環経済に係る行政は同省が所管し、本プロジェクトのカウンターパート機関であるISPAEは、MAE傘下の政策研究機関として、付与された任務の範囲内で独立して調査及び政策提言を行う立場にある。また協力機関として政策実施部局である環境局（VEA）が参画する。

この統合により、従来MONREが所管していた廃棄物・資源循環分野に加え、MARDが所管していた農業・畜産分野が同一省の所管となった。このため、農業由来の有機性廃棄物（バイオマス）についても、本プロジェクトにおけるCEの対象として検討

しうる。

（２）実施機関（MAE・ISPAE）の能力強化

本プロジェクト終了後に、MAE及びISPAE職員自らがCEモデルの実装や制度の見直しを行うことを見据えた能力強化を図ること。人事異動等を考慮し、組織全体への知識の定着に留意する。

循環経済に関する既存の制度について理解を深め、本プロジェクトで作成された優先廃棄物種別のCEモデルの展開及びその評価について自ら行うことを目指す。

また、本プロジェクトにおける調査・分析手法、CEモデル、ガイドライン及びデータ共有プラットフォームについては、プロジェクト終了後もMAE及びISPAEが主体的に活用・更新できる持続可能かつ実務的な成果となるよう留意する。

（３）優先廃棄物種別の選定過程の透明性及び客観性の確保

本プロジェクトでは、優先的に循環経済（CE）モデルを適用する廃棄物種別（品目／素材）の選定が活動全体を左右するため、選定プロセスの透明性及び客観性を確保することが不可欠である。発生量、環境影響、温室効果ガス削減効果、市場性、リサイクル・修理・再製造可能性や天然資源消費の抑制効果、EPR制度との関連性等の評価基準を設定し、農業環境省（MAE）、農業環境戦略政策研究所

（ISPAE）、地方自治体等の関係機関との協議を通じて合意形成を図ること。

なお、現時点でベトナム側から提示された優先課題は、廃家電（E-waste）、廃プラスチック、農業性廃棄物（バイオマス）である。また、JICAはエコ工業団地に関係したプロジェクトを実施していることから、エコ工業団地との連携も検討しうる。プロポーザルにおいては、本事業においてCEモデルを構築する品目（2品目程度）を提案すること。なお、本プロジェクトでは、特定の廃棄物種別（品目／素材）について、資源をできるだけ捨てずに循環させるための仕組み（モデルケース）を設計し、パイロット事業として試行する。ただし、活動1-2の通り、対象廃棄物はプロジェクト開始後の実態調査を踏まえ先方と協議の上で確定すること。

（４）循環経済国家行動計画（NAPCE）及び環境保護法との整合性の確保

2025年に循環経済に係る国家行動計画（NAPCE）が首相決定として公布され、また廃棄物管理・循環経済分野の基本法として環境保護法（2020年改正）が位置付けられている。本プロジェクトでは、提案する循環経済モデル及び制度改善策について、政策・法令との整合性を確保し、制度運用上の課題、実施体制のボトルネック及び関係機関間の調整状況等を分析した上で実効性の高い提案を行うこと。また、調査、データ収集、パイロット活動及び制度提言の実施に当たっては、関連法令・

規制及び関係機関の権限範囲を十分に踏まえること。

（５）パイロット事業による実証性の確認

本プロジェクトで試行するCEモデルは、特定地域のみで成立する限定モデルとならないよう留意すること。ベトナム国の全都市・他品目への展開可能性、制度化可能性、民間投資による自立発展性を考慮し、再現性の高いモデルの設計を行うこと。プロジェクト終了後の利活用と展開を見据えた出口戦略を検討すること。

（６）民間企業の参画

循環経済の実現には、行政機関のみならず民間企業の主体的な参画が不可欠である。製造者、輸入者、小売事業者、リサイクル事業者、廃棄物処理事業者等の役割を整理し、企業参画の可能性、投資意欲、事業継続性を評価すること。

なお、CEモデルの試行導入に向けて本邦企業との共創的な連携を行うことについては、先方と合意している。

（７）CEモデルの循環性評価の実施

CEモデルの設計にあたっては、対象品目/素材の資源フロー及び廃棄物フローを定量的に把握することが重要である。製造、流通、消費、回収、再利用、再資源化、最終処分までの各段階について、可能な限り実測データや現地ヒアリングに基づくデータ分析を行うこと。データが得られない場合には、方法及び代替手法を明確に示し、分析の妥当性の検証と今後の継続的な実施のための改善策の提案を行うこと。

（８）インフォーマルセクター及びジェンダーへの影響分析

CEモデルの導入により廃棄物回収・リサイクルの流れが変化する場合、ウェイストピッカーやインフォーマル回収業者等が影響を受ける可能性がある。特に、インフォーマルセクターについては資源回収の担い手としてその役割を把握し、公式な制度との接続や打開的な手段を検討する必要がある。

また、女性従事者を含む社会的弱者への影響について十分な情報収集及び分析を行い、必要に応じて負の影響を軽減する方策を検討すること。ジェンダー主流化の観点から、NAPCEのジェンダー関連項目との整合性も確認すること。

（９）環境省及びJICA事業の動向と連携可能性

環境省は2024年より国際金属資源循環事業（ARCPEC）²を実施している。この事業

² e-waste、ELV及び重要鉱物に関する資源循環パートナーシップ（ARCPEEC）

においてE-wasteフローの是正や制度支援が行われており、知見や民間企業ネットワークが蓄積されている。環境省との連携を図り、先行事業の実績について、本プロジェクトで検討されるCEモデルや実証事業においても活用すること。

また、JICAが実施中のホーチミン市のエコ工業団地プロジェクトで検討している産業共生、副産物利用、IT活用による環境管理等の成果を活用し、工業団地を拠点とするCEモデルの構築検討も可能である。合わせて、データ共有や資源循環の実証結果を本プロジェクトのCEモデル及びデータプラットフォームの設計に反映させ、相乗効果を図る。

加えて、JICAはベトナムにおいて2026年3月30日に調印された「グリーン成長及び気候に対する強靱性のための GX プログラム ローン (Program Loan for Green Transformation toward Green Growth and Climate Resilience) ³」を通じ、循環経済、資源循環及び気候変動対策を含む政策改革を支援している。

本プロジェクトにおいても、NAPCEの実施促進や資源循環の推進を通じて、上記関連プロジェクトとの相乗効果を検討し、活動を実施することが期待される。

(10) CE 適用に関する情報連携・データ共有プラットフォームの持続性確保

本プロジェクトでは、必要データを関係機関が入力し、ベトナム全体のマテリアルフロー情報などに基づいた循環性評価を行うためのCE適用に関する情報連携・データ共有プラットフォームの構築を行う。プロジェクト終了後も継続的に運用可能な持続的モデルを検討すること。MAE、ISPAE、地方自治体及び民間事業者間のデータ連携体制の構築可能性を評価すること。

(11) データの信頼性確保及び検証の実施

ベトナムでは廃棄物データの管理主体が複数存在し、統計値が一致しない場合がある。調査においては、データの根拠、取得方法、更新頻度を明確化し、必要に応じて複数ソースのクロスチェックを行うことで、分析に用いる数値の妥当性及び信頼性を確保すること。

(12) ローカルリソースの活用

本プロジェクトの実施にあたり、実施機関と円滑に意思疎通を図りながら、現地事情や制度、技術基準に精通したベトナム人ローカルコンサルタント等を適切に活用し、現地状況を踏まえた調査の実施、行政文書として活用可能なベトナム語文書の作成およびプレゼンテーション、持続可能な成果が期待される形でパイロット活動を行うこと。

³ 事業事前評価表：グリーン成長及び気候に対する強靱性のための GX プログラムローン

（１３）他ドナー動向と連携可能性

ベトナムでは、UNDP、GIZ、ノルウェー政府、WWF等が循環経済や廃プラスチック、E-waste分野の支援を実施している。本プロジェクトでは各ドナーとの連携を図り、重複を回避しつつ相乗効果を図る。

特に、UNDP⁴が運営する「Circular Economy Hub」に参加することで、ベトナム国内における循環経済に関する情報の収集、官民ネットワークの拡大や、本プロジェクトの成果発信等が期待できる。

他ドナーが整備するデータや知見を情報連携基盤へ取り込むことで、効率的かつ持続可能な循環経済推進体制の構築を目指す。

第４条 業務の内容

１．共通業務

別紙３「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１「CEモデルを適用する優先的な廃棄物種別が特定される」に関わる活動

活動１-１：循環経済国家行動計画や現法令をレビュー・分析する。

活動１-２：優先的な廃棄物種別を特定する。

活動１-３：優先的な廃棄物種別の関係者間でコンサルテーションのためのミーティングを開催する。

② 成果２「固形廃棄物管理における潜在的なCEモデルが設計・導入される」に関わる活動

活動２-１：優先的な廃棄物種別のCEモデルの適用に関する国際的な実例について調査する。

活動２-２：優先的廃棄物種別のマテリアルフローの現状について調査、分析する。

活動２-３：優先的廃棄物種別のCEモデルを特定し評価、提案する。

活動２-４：優先的廃棄物種別のCEモデルを試行運用する。

③ 成果３「固形廃棄物管理におけるCE適用に関する情報連携・データ共有プラ

⁴ Technical Consultation on Extended Producer Responsibility (EPR): Enhancing Implementation Effectiveness and Strengthening Waste Management Policies | United Nations Development Programme

ットフォームが設計され、試行運用される」に関わる活動

活動 3-1：CE に関する情報連携・データ共有プラットフォームのための主なデータ項目・枠組みを特定する。

活動 3-2：CE 適用のためのプラットフォームを設計する。

活動 3-3：CE 適用のためのプラットフォームを試行運用する。

④ 成果 4「優先的な廃棄物種別に対する CE モデル適用及び評価に関するガイドライン案が策定される。」に関わる活動

活動 4-1：CE モデル評価のためのクライテリアや指標を作成する。

活動 4-2：クライテリアや指標を用いて CE モデルを評価する。

活動 4-3：CE モデル適用及び評価に関するガイドライン案を作成する。

⑤ 成果 5「循環経済に向けた固形廃棄物管理に関する宣伝、法的知識の普及、教育、研修及び能力強化が実施される」に関わる活動

活動 5-1：循環経済に向けた固形廃棄物管理に必要なトレーニングプログラムを提案する。

活動 5-2：トレーニングのためのツールや啓発・普及のための資料を開発する。

活動 5-3：ツールや資料を活用しトレーニングや啓発・普及活動を実施する。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	プロジェクト成果の共有、関係者間の合意形成及び循環経済モデルの普及促進
実施回数	3回
対象者	MAE、ISPAE、地方自治体、民間企業、リサイクル事業者、研究機関、ドナー等
参加者数	約 50～80名／回
開催期間	1日／回
実施場所	ハノイ市内
実施形態	対面・オンライン併用

(2) 本邦研修・招へい

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結し

て実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	日本における循環型社会・循環経済政策、廃棄物・資源循環管理システム、拡大生産者責任（EPR）、廃棄物管理統計を含むマテリアルフロー分析（MFA）、データ管理・情報プラットフォーム運営及び循環ビジネスモデル等に関する知見を習得し、ベトナムにおけるCEモデルの設計及び実施能力の向上を図る
実施回数	合計 2回
対象者	MAE（農業環境省）、ISPAE（農業環境戦略政策研究所）、VEA（環境局）、テスト事業実施自治体職員等
参加者数	約 10名/回
研修日数	約 10日（移動日を含む）/回

その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン

調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、ISPAE を対象とし、NAPCE 実行のための廃棄物・資源循環管理能力及び PDCA サイクル実施能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	契約締結後約1か月以内	英語・越語 要約	電子データ	
半期報告・レビュー 報告書	プロジェクト開始後約6か 月後	英語・越語 要約	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行 期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	
業務完了報告書	最終期の契約履行期限末日	日本語	製本	3部
			CD-R	3部
事業完了報告書	最終期の契約履行期限末日	英語・越語 要約	製本	各3部
			CD-R	各3部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針

- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（３）半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① 要約（Executive Summary）（調査の背景・目的・方法・主な調査結果、CE モデル設計の方向性、データ共有プラットフォームの要件、政策提言（概要））
 - ② プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
 - ③ 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
 - － 循環経済（CE）モデルの設計案
 - － パイロット事業の実施可能性分析
 - － CE モデル及びベトナム全体のマテリアルフロー分析（MFA）結果
 - － データ共有プラットフォームの設計・運用方針
 - － MFA の実施を含む優先的な廃棄物種別に対する CE モデル適用及び評価に関するガイドライン案の策定
 - ④ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
 - ⑤ プロジェクト目標の達成度
 - ⑥ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）
- 添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）
- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
 - （イ）業務フローチャート
 - （ウ）人員計画（最終版）
 - （エ）研修員受入れ実績
 - （オ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
 - （カ）合同調整委員会議事録等

(キ)その他活動実績

- 調査票（行政・民間・インフォーマル）
- ヒアリング記録
- MFA データ一覧
- セミナー実施報告
- 関係機関一覧
- 参考文献・法令一覧

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

(1) CE モデル適用及び評価ガイドライン

(2) CE 適用に関する情報連携・データ共有プラットフォーム運用マニュアル

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

(1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

(2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

(3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）

(4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	実態調査（現況調査）	・インフォーマルセクター（ウェイトピッカー、回収・解体実施者等）回収量、回収ルート、取引価格、販売先、	一式	定額計上

		収入構造、労働条件等の実態把握 ・女性従事者を含むジェンダー影響調査 ・CEモデル導入による影響 ⁵ の聞き取り ・仲買人（スクラップバイヤー）へのヒアリング		
2	MFA（マテリアルフロー分析） 含む CEモデル 評価に必要な 一次データ収集	回収量実測調査 ・サンプリング調査 ・処理施設及びリサイクル施設データ収集 ・国・自治体・産業団体の関連統計・レポート及びそれらデータ管理主体の有無	一式	定額計上
3	パイロット活動	選定された廃棄物種別に対するCEモデルの実証性の確認、持続可能な循環モデルの実装に向けた関係者およびその役割の確認等、提案モデルを用いた実証試験の実施	2回	定額計上

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁵ スキルアップや認証・認定制度、フォーマル企業への雇い入れ等フォーマル化に向けた希望要望など

案件概要表

1. 案件名

国 名：ベトナム社会主義共和国（ベトナム）

案件名：循環経済に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト

Project for Capacity Development of Waste Management towards Circular Economy in Vietnam

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

ベトナム国（以下ベトナム）における急速な経済発展と都市化の進行に伴い、ハノイ市等の大都市を中心に廃棄物発生量が増加し、都市部の固形廃棄物発生量は年平均10～16%で増加すると推計されている。都市部における一般廃棄物（家庭ごみ及び事業系ごみ）の収集率は 全国平均で約 75%、ハノイ市約 87%、ホーチミン市約 94%と比較的高い水準であるが、最終処分場の約 7～8 割がオープンダンピング型であり衛生埋立処分場の整備が求められている。また全国的に処分場容量の逼迫が問題となっており、発生源での分別や中間処理等を通じた一般廃棄物の減量・減容化が急務である。

こうした状況下、ベトナムは適切な廃棄物管理の推進に向けて、下流部分にあたる廃棄物処理のみならず、上流部分にあたる「モノ」の生産も含めた資源循環を考慮し、SDGs や脱炭素にもつながる持続的な発展に向けて、「循環経済⁶（サーキュラーエコノミー）」を進めていく戦略を掲げている。2021 年に策定されたベトナム国家社会開発計画（2021-2025）では、環境保護の推進を重要戦略の中に位置づけ、循環経済についても明記されている。また、2020 年に改正された環境保護法において循環経済に関する規定が盛り込まれ、循環経済に向けた国家計画の策定・実施が定められ、2025 年には 2035 年を目標とした循環経済に係る国家行動計画（National Action Plan on Circular Economy、以下「NAPCE」）が首相決定として公布された。さらに製造者・輸入者への拡大生産者責任（EPR）の制度化、市民による使用済製品や資源化可能物を含む廃棄物の分別収集及び重量別の料金支払い等、循環経済に向けての様々な政策が定められている。

ベトナムにおける廃棄物管理は 2019 年以降、天然資源環境省（MONRE）が一元的に

⁶ 「循環経済」とは、従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄型の「線形経済」とは異なり、従来の 3R（Reduce, Reuse, Recycle）の取組に加え、あらゆる経済活動において資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動を指す（令和 3 年環境白書より）。

担っており⁷、2025 年の省庁再編後は農業環境省（Ministry of Agriculture and Environment、以下、「MAE」）が管轄している。循環経済については、MAE 傘下の農業環境戦略政策機関（Institute of Strategy, Policy on Agriculture and Environment、以下「ISPAE」）が政策全般を担当している。また、商工省（Ministry of Industry and Trade、以下「MOIT」）が持続可能な生産と消費に関する国家計画を定めている。

しかしながら、NAPCE の効果的な実行に向けては、生産から消費・処分に亘る資源全体の流れ（マテリアルフロー）を明確にし、収集・運搬や中間処理・リサイクルを行うための状況分析等が不可欠であるが、必要な情報（廃棄物の発生量、収集・運搬状況、中間処理・リサイクル施設の処理能力及び再生資源の流通状況等）が不足していると同時に MAE に共有される体制にはなっていない。また、EPR 制度は開始されているものの製造者・輸入者が回収・中間処理・選別・リサイクルを行うためのリサイクル（中間処理）業者が不足しており、廃棄物管理を担う企業・施設に関する廃棄物管理を担う企業・施設の機能、規模及び処理量等を把握・共有する情報基盤の構築も求められる。また、NAPCE の実施管理、関係機関との調整、データ分析及び政策モニタリング・評価を担う MAE 及び ISPAE の能力強化が必要とされている。

以上のような背景から、ベトナム政府から我が国に対して循環経済に向けた廃棄物管理能力強化を目的とした技術協力が要請された。本事業では、関係省庁・民間セクター・その他ステークホルダーとの協議・連携を通じて、固形廃棄物管理分野における循環経済モデルの適用促進を目指し、循環経済に向けた政策・計画の策定・実施に係る能力強化を図る。

（２）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

対ベトナム国別開発協力方針（2017 年 12 月）では、重点分野の一つに「脆弱性への対応」が掲げられ、急速な都市化・工業化に伴い成長の負の側面として顕在化している環境問題（都市環境、自然環境）への対応を支援することが明記されている。また、対ベトナム国 JICA 国別分析ペーパー（2025 年 3 月）では、環境保全（都市環境管理・自然環境保全）プログラムの都市環境管理（廃棄物処理）において、循環経済に関する我が国の知見を活かし制度・体制整備・能力強化を行う方針が明記されており、本事業はこれらの方針に合致する。

本事業は、環境管理分野における課題別事業戦略（JICA グローバル・アジェンダ）である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」のクラスター「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」に沿っている。また、本事業は適正な廃棄物管理の推進を通じ

⁷ 2019年までは一般廃棄物は建設省（MoC）、産業廃棄物はMONRE（当時）の所管だった。

て省資源や衛生環境向上に資するものであり、SDGs ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」、12「持続可能な消費と生産パターンの確保」及び 13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献する。

（３）他の援助機関の対応

UNDP は循環経済に係る官民連携のプラットフォーム「Circular Economy Hub」の構築・運営を行っているほか、2026 年からは電気電子廃棄物（E-waste）に関する地球環境ファシリティ（GEF）のプロジェクトをベトナムで開始する予定。また GIZ やノルウェーはアジア広域での廃プラスチック等に関するプログラムをベトナムで実施中であり、WWF（世界野生動物保護協会）は海洋プラスチックに焦点をあてた活動を継続している。オランダの国際 NGO である IDH（The Sustainable Trade Initiative）はアパレル業界団体や MOIT と連携し、衣類やスニーカーの生産工程からの廃棄物を再利用するプロジェクトを実施している。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業はベトナムにおいて、固形廃棄物管理の優先的な廃棄物種別（品目/素材）に対して、循環経済モデル（以下「CE モデル」）の設計・試行、CE 適用に関する情報連携・データ共有プラットフォーム構築、CE モデル適用及び評価に関するガイドライン策定等を実施することにより、循環経済に向けた廃棄物管理能力の強化を図り、もって経済と環境の調和のとれた持続可能な開発目標の達成に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

ISPAE の所在するハノイ市、テスト事業実施都市

（３）本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：農業環境省（MAE）及び農業環境戦略政策研究所（ISPAE）の職員、
テスト事業実施都市の職員

最終受益者：ベトナム国民

（４）事業実施期間

2026 年 12 月～2029 年 11 月を予定（計 36 カ月）

（５）事業実施体制

実施機関：農業環境省（MAE）農業環境戦略政策研究所（ISPAE）

協力機関：同省 環境局（VEA；Vietnamese Environmental Agency）

（６）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

JICA はこれまでベトナムの廃棄物管理改善を支援し、2022 年からは循環経済に関する調査及びアドバイザー派遣を通して NAPCE 策定に係る以下の協力を進めてきた。これら事業の実績・経験を踏まえた活動を展開する。またバリアブントウ省プロジェクトで支援しているエコ工業団地における資源循環の取組との連携も想定される。

- 環境管理アドバイザー（2022 年 6 月～2024 年 6 月）
- ベトナム国循環経済に向けた廃棄物管理推進に関する基礎情報収集・確認調査（2023 年 3 月～2024 年 3 月）
- ベトナム国循環経済に係る調査（2022 年 1 月～2022 年 11 月）
- 都市廃棄物総合管理能力向上プロジェクト（2014 年 3 月～2018 年 3 月）
- 循環型社会の形成に向けてのハノイ市 3R イニシアティブ活性化支援プロジェクト（2006 年 11 月～2009 年 11 月）
- バリアブントウ省環境配慮型及び IT 活用型モデル工業団地管理経営能力強化プロジェクト（2023 年 12 月～2027 年 12 月）

日本環境省は国際金属資源循環事業としてベトナムを含む ASEAN5 か国で「E-waste、使用済自動車及び重要鉱物に関する日 ASEAN 資源循環パートナーシップ（ARCPEEC）」を実施している。本事業のテスト事業として E-waste を取り上げる場合は、日本環境省事業の成果を踏まえた活動内容とする。また、同事業に参画する E-waste リサイクル事業を担う日本企業との協働（企業との情報共有、優先的な廃棄物種別のテスト事業実施における協働等）も想定される。

２）他の開発協力機関等の援助活動

UNDP 支援で構築・運営されている循環経済に係る官民連携のプラットフォーム「Circular Economy Hub」を活用し、ネットワーク拡大及び成果発信を行う。また UNDP、GIZ、ノルウェー、WWF など複数のドナーが E-waste や廃プラスチック等に関するプロジェクトを実施しており、本事業のテスト事業としてこれらを取り上げる場合は、緊密な連携による相乗効果が期待できる。

（７）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮：カテゴリ分類：C

カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：

本事業は、廃棄物の減量及び E-waste の適正管理によって廃棄物処理に起因する温室効果ガスの排出削減につなげることが可能で、気候変動緩和策（副次的目的）に資する可能性があり、ベトナムの「自国が決定する貢献（NDC）」の達成に貢献すると考えられる。また、排水路などに投棄されるごみの減少、洪水防止に繋がる場合など、気候変動適応策（副次的目的）に資する可能性もある。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】■GI（S）（ジェンダー活動統合案件）

<分類理由>調査にて、CE モデル導入によりリサイクル資源等のフローが変わることで、ウェイストピッカーや非正規の回収・リサイクル業者（インフォーマルセクター）に従事する女性を含む社会的弱者が経済的不利益を受ける可能性がある一方、どのような影響を受けるかというデータや情報が存在しないこと等の課題が確認された。これに対し、本事業では、ジェンダーの視点に立って NAPCE のジェンダー関連項目についてのレビュー・分析を行い、また優先的な廃棄物種別の CE モデルにおけるジェンダーへの影響について調査を行うため。

（8）その他特記事項：特に無し

4. 事業の枠組み

（1）上位目標

固形廃棄物管理分野における循環経済（CE）モデル適用⁸が促進され、経済と環境の調和のとれた持続可能な開発目標の達成に貢献する。

指標及び目標値：固形廃棄物管理分野における CE モデルを適用する団体数（業界、組織、企業など）がプロジェクト終了時と比較して増加する。

（2）プロジェクト目標

ベトナムにおける固形廃棄物管理の優先的な廃棄物種別（品目/素材）において CE モデル適用が試行され、循環経済に向けた廃棄物管理能力が強化される。

指標及び目標値：

1. プロジェクトで実施された CE モデルが関係者（政府機関、業界、組織、企業など）に共有される。

2. CE モデル適用を試行する企業間で CE に関する理解が向上する。（ベースラインとエンドライン値の比較）

⁸ 本事業では、特定の廃棄物種別（品目/素材）について、循環経済の推進を通じて、廃棄物量と天然資源使用量と環境影響を削減させるための仕組み（CEモデルケース）を設計し、テスト事業として試行する予定。プロジェクト開始後に、現状把握・優先種別の特定を行い（成果1）、実際に設計・試行導入し（成果2）、モデル適用及び評価に関するガイドライン案を策定する（成果4）。

(3) 成果

成果1：CEモデルを適用するため優先的な廃棄物種別が特定される。

成果2：固形廃棄物管理における潜在的なCEモデルが設計・導入される。

成果3：固形廃棄物管理におけるCE適用に関する情報連携・データ共有プラットフォームが構築され、試行運用される。

成果4：優先的な廃棄物種別に対するCEモデル適用及び評価に関するガイドライン案が策定される。

成果5：循環経済に向けた固形廃棄物管理に関する宣伝、法的知識の普及、教育、研修及び能力強化が実施される。

(4) 活動

活動1：現状調査、NAPCE等のレビュー、CEモデル適用のための優先的な廃棄物種別の特定、関係機関との協議

活動2：CEモデル適用に関する国際的な事例調査、マテリアルフローの現状調査・分析、優先的な廃棄物種別に適したCEモデルの特定・評価、モデルケースの検証

活動3：主要なデータ項目と枠組みの特定、CE適用に関する情報連携・データ共有プラットフォームの設計・試行運用

活動4：優先的な廃棄物種別に対するCEモデル評価のための基準・指標の策定、CEモデル適用及び評価に関するガイドライン案の策定

活動5：循環経済に向けた固形廃棄物管理に関する研修ツール及び啓発・普及のための資料作成、研修及び啓発・普及活動の実施

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし

(2) 外部条件

- 上位目標達成の外部条件：

業界・企業・組織による環境やサステナビリティについて関心を持ち続ける。

- プロジェクト目標の外部条件：

経済状況（悪化した場合）がCEモデルの導入・適応に影響を及ぼさない。

- 活動の外部条件

カウンターパートの組織体制が大幅に変更されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

過去にベトナムで実施した「都市廃棄物総合管理能力向上プロジェクト（評価年度

2022 年)」では、廃棄物総合管理の所轄責任の一部が MOC（建設省）から MONRE（現 MAE）に移行することになり、その移行に伴う廃棄物管理セクター体制の変更による技術面での持続性への影響がでたことが指摘されている。2025 年に省庁再編が実施されたことから、本事業実施中に循環経済や廃棄物管理の所管の変更の可能性は少ないと考えられるが、万が一体制変更があった場合でも、実施機関自身で持続可能なトレーニングや啓発・普及活動を通じて持続的な人材育成ができるような活動内容を含めた（成果 5 に関する活動）。また、プロジェクトの活動は 2025 年 7 月に実施された地方自治体（市・省）の再編の進捗状況の影響をうける可能性があることから、CE モデルのテスト事業実施地を選択する際に受け皿となる市・省の実施体制について留意する必要がある。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：資源循環及び循環経済に関する調査及び技術支援業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙4プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

対象国及び類似地域：ベトナム国及び東南アジア地域

② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年12月～2030年1月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約59.45人月

本邦研修に関する業務人月3.70を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数の目途 延べ45回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 実態調査（現況調査）
- MFA（マテリアルフロー分析）含む CE モデル評価に必要な一次データ収集
- パイロット活動（2回）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ベトナム国 循環経済に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書（2026年3月）
- R/D 署名版及び要請書

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 ※ CPとの間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションは越語となります。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

239,147,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（42,640,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	実 態 調 査 （ 現 況 調 査）	「第3章 実施 方針及び留意 事項 2（8）」 「第2章 第6 条 再委託 費」	5,000,000円	調査費一式	再委託費 （現地再委 託費）
2	MFA 含 む CE モデル評価 に必要な一 次データ収 集	「第3章 実施 方針及び留意 事項 2（10）」 「第2章 第6 条 再委託 費」	10,000,000円	調査費一式	再委託費 （現地再委 託費）
3	パイロット 活動（2回）	「第3章 実施 方針及び留意 事項 2（5）」 「第2章 第6 条 再委託 費」	6,000,000円	調査費一式	再委託費 （現地再委 託費）
4	現地セミナ ー	「第2章 第4 条 業務の内 容」	2,762,000円	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事 項（1）プロジェクト の活動に関する業務 の とおり ※案件実施後にISPAEと 協議の上決定	一般業務費 （セミナー 等実施関連 費）
5	第三国研修	「第2章 第4 条 業務の内 容」	4,621,000円	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事 項（1）プロジェクトの活 動に関する業務のと おり。 ※案件実施後にISPAEと 協議の上決定（タイ、マ レーシア、シンガポール	一般業務費 （セミナー 等実施関連 費）

				など、CE推進国を想定)。	
6	本邦研修にかかる経費		14,257,000円	研修1回あたり、報酬（事前業務(3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない)、及び同行（現時点では3号 0.45人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可））、直接経費（1,239,500円）。研修は2回実施を想定。	報酬、国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙4：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)